

2019年度

事業計画書

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

社会福祉法人 青い鳥

目 次

はじめに	1
経営企画本部	2
小児療育相談センター 診療相談部	4
小児療育相談センター 小児眼科部	6
小児療育相談センター 検診事業部	7
子育て事業部	9
横浜市東部地域療育センター	11
横浜市中部地域療育センター	14
横浜市南部地域療育センター	17
川崎西部地域療育センター	20
横須賀市療育相談センター	22
横浜市港南区生活支援センター	24
川崎市発達相談支援センター	26
川崎市発達障害地域活動支援センター	28
横浜東部就労支援センター	30
川崎南部就労援助センター	32

はじめに

2018年度は、新たな中期計画の策定年度だったが、これまでの3か年を一期とする事業計画から5か年（2019～2023）を一期とし、中期財務計画と一体化した「第一期中期経営計画」として策定した。

今年度はその大切なスタートの年となる。青い鳥の中核事業である横浜市、川崎市、横須賀市の各療育センターにあっては、利用者への待機への対応もさることながら、待機中の保護者の支援や不安解消のために初診前後のサービスへの取組みを進めるとともに、並行通園の増加に対応するためにこれまでの巡回相談に加え、保育所等訪問支援事業など、新たなアウトリーチも進めて行くなど各地域の状況に応じた事業展開を図っていく年となる。

検診事業部では川崎市に続いて最大都市である横浜市でも4歳から3歳への検診年齢の引き下げが決まっており、本年度はその両年齢に対応していくこととなり、川崎市を上回る規模で事業遂行をしていくこととなる。

詳しい状況は「第一期中期経営計画」を参照していただきたいが、その他の各部・施設にあっても社会福祉法人以外の民間の事業者の増加や計画相談支援ニーズへの対応、幼児教育・保育の無償化による影響など目まぐるしく変化する事業環境への適応が求められている。

払底する人材の確保等諸課題の解決については、青い鳥単独ではなく同じ立場にいる社会福祉法人等とともに自治体等への支援も働きかけていきたい。いずれにしても、社会福祉法人青い鳥は新たに策定した「第一期中期経営計画」の下で利用者サービスを第一に考え、利用者の満足度を向上させていくことに全力を注ぎ、法人の理念とビジョンの実現を目指して今年度も次の一歩を進めて行くこととなる。

経営企画本部

【各部門目標】

総務部

- ① 第一期中期経営計画と一体をなす財務計画を実践・検証する。
- ② コストマネジメントと自主財源増収など年度収支黒字化の更なる推進を図る。
- ③ 管理会計の推進と共通経費配分ルール具体化を図る。
- ④ 本部事務・会計処理の更なる効率化と、各事業所管理部門との密接な連携と支援、事務・経理指導を行う。
- ⑤ 大規模災害等緊急時の対応規程を整備する。
- ⑥ 外部資金確保に向けた寄附金募集の新たな仕組みづくりを検討する。
- ⑦ 組織統治(ガバナンス)の強化や内部統制の推進、適切な情報公開の推進を図る。

人事部

- ① 試行期間を含め、評価制度を実施してから5年が経過したため現行制度内容と制度運用を検証し必要な修正を行う。
- ② 厳しい求人難に対し、青い鳥セミナー他あらゆるツールを用いて人材確保に努める。
- ③ 人材育成のため法人全体の人事異動の内容について検討を進める。
- ④ 経営企画本部で障害者雇用できるよう検討を進める。
- ⑤ 女性活躍推進法による行動計画を着実に推進する。

事業部

- ① 第三期中期事業計画の最終年度である2018年度の振り返りと計画全体の達成状況を検証するとともに第一期中期経営計画の進行管理を行う。
- ② 発達障害についての社会の理解や啓発を広げることを目的に次年度開催予定の第5回発達障害者支援フォーラムを企画する。
- ③ 法人の人材確保への取り組みである第3回青い鳥セミナーの開催を支援する。
- ④ 法人ホームページにおいて、理事長の部屋や職員インタビューなどのコンテンツを充実させ情報発信を強化することにより、採用試験の受験者増などにつなげる。

【計画関係】

I 経営の安定とサービスの質の向上

- ・ 第三期中期事業計画の2018年度計画及び3か年を通しての振り返りを行う。
- ・ 新たに策定した第一期中期経営計画の進捗管理を行う。
- ・ 2018年度に選定した法人モデル事業の中間報告を受け、検証を行う。

II トータルな人材マネジメント

① 常勤職員採用方法の検討

厳しい求人難に対応するため、青い鳥セミナーやインターネット求人情報サイト、福祉人材センター就職フェアなどを活用した広報に努め、人材確保を図る。また福祉系大学就職課などへ訪問し、養成校とのパイプなど関係構築を試みる。

② 階層別研修の徹底

職員全体研修、新採用職員研修、中堅職員研修、主任研修、管理職研修、実務研修などを持続的に実施するとともに、新たに専任職研修を実施する。

③ 人事考課制度の安定的運用・見直し

本格実施後の評価について安定的運用を図り、課題や改善点を整理し修正する。管理職を対象に考課者研修(考課前、考課後)を実施する。

④ 働き方改革関連法への対応

時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の確実な取得・同一労働同一賃金への対応などを計画的に進める

⑤ 女性活躍推進法行動計画の推進

2019年3月に策定した行動計画に基づき、女性職員対象研修や超勤時間の縮減を計画的に進める。

Ⅲ 公益的取組の推進

① 社会福祉法人の責務の実践

社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、ガバナンス強化や地域社会に貢献する取組を推進する。

② 第5回発達障害者支援フォーラムの企画

発達障害について社会の理解が進むよう、市民を対象とした講演会を2020年度中に開催するための企画準備を進める。

③ 障害者雇用の促進

経営企画本部及び小児療育相談センターで障害者雇用ができるよう検討を進めるとともに地域療育センターでの雇用検討も進める。

Ⅳ 組織統治(ガバナンス)の確立

① 理事会、経営会議、法人運営会議等の適切な開催・運営

- ・法人が直面する重要課題・経営課題につき適切に協議・検討する。
- ・任期満了に伴う理事・監事の選任と理事長登記を行う。
- ・国のルールに従い経営情報を開示する。
- ・会計士監査を実施する。

② 防災体制の整備

大規模災害等緊急時の初動体制や対策本部の設置などの防災規定を整備する。

③ 情報発信の促進

- ・経営情報等の発信に努め、職員が一丸となる組織風土づくりをすすめる。

④ 寄附金募集の推進

法人運営基盤強化のため寄附金募集推進策を講じる。

⑤ 定期人事異動制度の確立

昨年通知した「常勤職員の人事異動に関する重点について」に基づき効果的な異動ができるよう、各拠点とのヒアリング・調整を精力的に進める。

⑥ IT化の推進

- ・法人ホームページの安定的な運用と職員インタビュー等のコンテンツの追加により、広報・啓発を充実させる。
- ・情報共有に関連したアプリケーションの導入による会議時間削減など、ITシステムを活用した業務改善について検討する。

⑦ 情報セキュリティの推進

- ・法人の扱う個人情報および情報資産を適切に管理するための情報セキュリティを推進する。

Ⅴ 経営基盤の強化

① 健全で安定した財政基盤の確立

- ・管理会計の推進と予実管理の徹底や増収と経費節減を行い、黒字化対策を進める。
- ・各事業を展開するうえでの必要な財源確保につき関係自治体へ要求を強める。

② 新小児療育相談センターの在り方検討

- ・新小児療育相談センター基本構想などを進めるため、基本構想検討委員会等のプロジェクトで既に課題認識されている項目の具体的改善方策を整理、将来構想と具体的行動計画を立案する。
- ・小児療育相談センター敷地の取得に向け検討する。

小児療育相談センター 診療相談部

【事業部目標】

① 公正で丁寧な相談対応

思春期・青年期の発達障害等の充実した診療相談を行い、家族関係・学校生活、仕事・地域での暮らし等に視点をあてた支援を行う。

「横浜市学齢後期障害児支援事業」受託事業所として、実施要綱に基づいた業務を実施する。

② 待機期間の維持

ここ数年の新規申込者の急増に伴い、申込受理に関する業務の効率化を実施し、申込から初診までの待機の短縮をはかってきたが、今年度は所長の異動に伴い診療体制を縮小せざるを得ないため、待機の長期化は避けられない状況である。診療枠の減少に伴い、新規患者の心理検査や面接の依頼数が減る見通しのため、初診後の待機期間の短縮を図り、迅速な対応を行う。

③ 人材の育成

OJT や内部研修に加え、地域の他機関との交流や見学、各職種の学会等の外部研修へ参加し利用者サービスの向上につなげる。

④ 経営基盤の強化

所長の異動に伴う診療枠の減少のため、診療報酬収入の減が見込まれるが、大きな減益にならないよう、動向に目を配り、最大限の適正な申請を実施する。

⑤ 発達障害児者対応充実に向けた情報発信

障害児福祉保健課や教育委員会と協議のもと、校長会や特別支援コーディネーター等、校内支援の主軸となる教員の研修を実施する。

日々の実践や内部研修等の成果を活かし、当センターならではの研修内容を検討・実施する。

【事業計画】

1. 診療相談事業

2018年度についても、横浜市を中心とし、発達障害児・者、知的障害児・者の「学齢期、青年期、成人までのライフステージを通して、発達、家族関係、学校生活、仕事、地域での暮らし等に焦点をあてた医療と福祉、教育が重層的な連携を発揮した支援」を行う。

(1) 職員体制 医師(児童精神科・神経小児科・小児科)、精神保健福祉士、社会福祉士、看護師、臨床心理士、作業療法士、事務員等の常勤、非常勤 計 37 人

(2) 主な業務内容

- ・医学的診断と治療（精神療法、薬物療法等）、および相談指導
- ・家族支援、地域生活支援、福祉制度利用、関係機関連携等の相談・支援
- ・発達評価、療育相談、カウンセリング等の心理相談
- ・学齢後期のグループ活動
- ・保護者勉強会

(3) 事業計画

内 容	事業計画	備 考
継続患者	2,125 人	・地域別（横浜市 1,488 人、川崎市 212 人、 県域 340 人、県外 85 人） ・年齢層別（就学前 42 人、小学生 213 人、 中高生 935 人、青年 230 人、成人 705 人）
新規患者	490 人	・就学前 20 人（主に横浜市外） ・小学校高学年、中高生など 470 人（横浜市：80%）
心理相談	550 人	・新規相談 180 人 ・継続相談 370 人 （延べ相談件数 2,000 人）
関係機関連携	150 件	・学校訪問等、療育機関、医療機関等
通院集団精神療法	50 人	・10 回実施（月 1 回実施、主に学齢後期対象）
保護者勉強会	195 人	・講演会・体験型勉強会 7 回

2. 横浜市学齢後期障害児支援事業（横浜市委託事業）

「横浜市学齢後期障害児支援事業」における、概ね中学校期以降(思春期)の支援施策として、障害児とその家族を対象に、不適応・自傷他害・ひきこもり等をはじめとする課題の解決に向け以下の具体的な診療・相談・支援や関係機関連携支援を実施する。

なお、4ヶ所目の事業所は計画が延期されているが、学齢後期年齢の発達障害児の診断や相談ができる専門機関が圧倒的に不足しており、待機が長期化していることから、引き続き市所管課と折衝し動向を注視していく。

(1) 主な取組内容

- ① センターにおける診療と相談
- ② 家族を対象とした勉強会等の実施
- ③ 学校等関係機関との連絡調整、関係機関支援
- ④ 相談後の処遇の場の提供および研修会等

(2) 診療相談

- ・支援生徒数：中学生、高校生等 約 990 人（延べ 4,500 人）

(3) 関係機関連携支援等

発達障害児の本人支援・家族支援をより効果あるものにするために学校、方面別教育事務所、児童相談所等の関係機関との連携支援を積極的に推し進める。

- ・支援生徒数：約 55 人
- ・連携支援件数：約 125 件

3. 横浜市重度障害児・者対応専門医療機関補助事業

在宅障害児療育相談、児童精神科診療に関わる看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカーおよび小児眼科部視能訓練士の人件費の一部を補助金によって運営する。

4. 社会貢献（地域における公益的な取組）

実習指導者講習会修了者を配置し、福祉専門学校等からの実習生を受け入れる。

小児療育相談センター 小児眼科部

【事業部目標】

①眼科受診件数の維持・診療内容充実への取組（継続実施）

年間 6,000 人（延数）の診療を安定的に行うため医師、スタッフの適正配置に努め、新患受け入れ体制の充実、診療時間の短縮など利用者サービス向上に取り組む。多様な障害児（者）の特性理解を深め、より良い眼科診療を提供する。
（検査・点眼手順等の工夫、待合所の安全性確保等）

②医師の発掘・育成（継続実施）

小児眼科領域を標榜する医師を積極的に受け入れ育成に努める。

③視覚認知・検査トレーニング事業の継続と内容の充実

視覚認知検査トレーニング事業の内容の充実を図る。
（予約枠の拡充・学習相談支援の強化・療育機関との連携等）

【事業計画】

1. 診療体制

- (1) 診療日：週 3 日（月・水・木）、2 外来制：月・木（午前）、水（午前・午後）
視覚認知：第 3・4 月曜日（OT 枠第 4）、火曜日、金曜日（第 1・2・3 は 2 枠）

	月	火	水	木	金
午前	2 外来	視認	2 外来	2 外来	視認
午後	1 外来	視認	2 外来	1 外来	視認

(2) 利用者数

2017 度 実人数 2,898 人（初診 591 人、再診 2,307 人）

延べ人数 約 6,802 人

※初診のうち、約 60%が自閉症スペクトラム、発達障害疑いなどを持つ児である。

	2017 年度	2018 年度 （予想）	2019 年度 （見込み）
初診	591	530	500
再診	2,307	2,053	2,000
計	2,898	2,583	2,500
延べ人数	6,802	6,200	6,250

(3) 視覚認知検査・トレーニング事業の実績

検査実施人数	94 人（延人数）
トレーニング実施人数	53 人（実人数）
トレーニング実施回数	201 回

※2018 年 12 月末現在

初診児の主な診断名

- ① 屈折異常：近視、近視性乱視、遠視 等
- ② 弱視：屈折性弱視、不同視弱視 等
- ③ 斜視：外斜視、内斜視 等
- ④ その他疾患：睫毛内反症、先天性鼻涙管閉塞、白内障 等

2. 職員体制 医師、視能訓練士、看護師等 計 12 人（常勤、非常勤）

小児療育相談センター 検診事業部

【事業部目標】

- ①横浜市視聴覚検診実施年齢変更に伴う対応
横浜市の対象年齢移行問題(4歳→3歳)が本格化するのを受け、市との継続的な協議を重ね、確実な実施方法を検討、提案する。
- ②横浜市視聴覚検診移行による業務の再検討
通年行う200回以上の出動に加え横浜市移行に伴う回数増加(4歳児・3歳児)への対応や関連事務業務への負担軽減などの対応。
- ③新職員への教育、安定化
視聴覚検診の意義や重要性、検診会場での対応や事務業務を指導し、小児眼科部との両立も視野に入れ安定化を図る。
- ④事業運営上の安全性の確保
保健センター、休日急患診療所などの各検診現場や待合での事故等未然防止の徹底をおこなう。

【事業計画】

1. 県域3歳児視聴覚検診事業(神奈川県域市町委託事業)

母子保健法及び同法施行規則にもとづき、市町村の3歳児乳幼児健診事業と連動し、一次調査票の回収、二次検査対象児の選別と二次検査の実施を着実にを行う。

- (1) 一次調査：2019年度は24市町において約3万人の検診を行う。
- (2) 二次検査：一次調査対象児のうち、視覚25.0%(7,579人)、聴覚22.8%(6,794人)の二次検査を各市町保健センター等に出向き行う。(推計)

県域市町別検査予定数 (2018年1月1日現在人口統計による)

平塚	1,756	秦野	1,137	葉山	230	中井	46	箱根	51	山北	49	合計
鎌倉	1,137	大和	1,964	寒川	412	大井	103	湯河原	113	横須賀	2,612	
小田原	1,291	伊勢原	775	大磯	199	松田	68	真鶴	32	藤沢	3,565	29,936
逗子	427	南足柄	276	二宮	151	開成	172	愛川	264	川崎	13,106	

2. 川崎市3歳児視聴覚検診事業(川崎市委託)

2016年度10月より川崎市3歳6ヶ月乳幼児検診の枠組みにおいて視聴覚検診を実施。2019年度は約13,000人の検査を実施する。(上記表記載)

3. 横浜市4歳児視聴覚検診事業(横濱市委託事業)

横浜市の幼稚園・保育所(施設数:横浜市1,105)に在園している4歳児(児童数:29,000人)を対象に視覚・聴覚のスクリーニングを実施し、精密検査により早期に視聴覚異常を発見し治療指導につなげる。

家庭で保育する児童に対しては個別勧奨通知の送付等により、効率的で精度の高い検診を実施する。

検査予定人数 (2018年1月1日現在の実績による)

	対象児数	視覚二次検査対象	聴覚二次検査対象
横浜市	29,000人	4,801人(16.6%)	3,435人(11.8%)

4. 横浜市3歳児視聴覚検診事業（横浜市委託）

2019年度9月より横浜市の幼稚園・保育園（施設数：約1,150）に在園している3歳児（児童数：29,000人）

5. 職員体制

視能訓練士、臨床検査技師、看護師等 計16人（常勤、非常勤）

6. 社会貢献（地域における公益的な取組）

就労相談センター利用者を受け入れ、軽作業（封入作業等）の職場実習の場を提供し、作業指導等を行う。

子育て事業部

【事業部目標】

① 事業の継続

横浜市では「鶴見区地域子育て支援拠点（豊岡町）」と「同サテライト（尻手）」及び「磯子区地域子育て支援拠点」を継続して運営する。特に、磯子区は5か年契約の最終年で運営法人の公募が行われるので再契約を目指す。また、開成町駅前子育て支援センター（あじさいっこ）、ファミリー・サポート・センターでも指定管理者の公募が行われるので、継続運営を目標とする。その他、県域全体では藤沢市子育て支援センターを始め、7市4町で22か所の「子育て支援センター」を、また、5市3町で8か所の「ファミリー・サポート・センター」を運営していく。

② 今年度の事業展開

2019年10月から幼児教育・保育の無償化が開始される。ファミリー・サポート・センターの一部利用者にも適用されると言われているが自治体にとってもどのような方が対象になり、どの程度の需要が喚起されるのかなど詳細は不明となっている。また、この自治体でも慢性的に預かる側の会員は不足傾向にあり、会員確保も課題となっている。自治体とともに早急に対応する必要がある。

③ 人材確保と人材育成

神奈川県が国の要綱に則り毎年実施している子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターを含む各種子育て関係事業を対象とした「子育て支援員研修」に当法人のベテランアドバイザーを講師として派遣するとともに、アドバイザーの受講を順次進め、高いスキルの取得を図ると同時に、各施設、各事業間の人事交流などを含め、研修を強化し、アドバイザーの一層の資質の向上、人材育成を図っていく。

【事業計画】

1. 地域子育て支援拠点事業〔子育て支援センター事業、つどいの広場事業〕 （県域7市4町委託事業）

藤沢市をはじめ県下7市4町の委託により、子育てアドバイザーを配置して親子で自由に過ごせる「子育てひろば」の運営を中心に、各種支援活動を展開する。

- ・支援センターの運営 15か所、つどいの広場の運営 7か所
- ・アドバイザー配置数 92人（2019年4月1日予定）
- ＊「つどいの広場」とは週3回程度開設する、支援センター同様運営の事業。

表-1 子育て支援センター、つどいの広場 市町別運営計画

	逗子	鎌倉	藤沢	茅ヶ崎	秦野	南足柄
人口（2019年）・人	57,017	172,254	432,095	242,079	165,396	42,176
支援C（つどい）箇所数	1(0)	3(0)	1(1)	3(0)	1(6)	1(0)
アドバイザー配置数	8	12	9	16	18	5
2019年度来所人数見込	12,000	28,000	20,500	34,000	37,500	7,600
2019年1月末現在来所人数	9,372	24,232	17,522	28,805	31,267	4,992
	座間	寒川	松田	山北	開成	合計
人口（2019年）・人	129,912	48,284	10,928	9,841	17,820	1,327,802
支援C（つどい）箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	15(7)
アドバイザー配置数	5	7	4	4	4	92
2019年度来所人数見込	14,800	9,100	5,900	9,500	10,500	189,400
2019年1月末現在来所人数	12,358	7,646	4,867	7,878	8,954	157,450

※来所人数には定期開催(月数回)の出向ひろば参加者数を含む。

2. 横浜市地域子育て支援拠点事業（鶴見区、磯子区委託事業）

鶴見区拠点は第三期5ヵ年の受託・運営の二期目に入り、2019年度は引き続き、拠点・サテライトともに順調かつ確実な運営を行う。磯子区は第二期受託が5年目となり、年度後半に実施される第三期運営法人選定に向けての作業を行う。

横浜子育てサポートシステムは鶴見区・磯子区両区ともに、会員数及び活動件数の増加に向け、広報、研修会実施などを継続して行う。

表-2 横浜市地域子育て支援拠点運営計画

	鶴見区 (サテライト含)	磯子区	2区計
人口 (2019年)	291,191	166,607	457,798
アドバイザー配置数	21	14	35
2019年度子育て支援拠点来所人数見込	35,000	24,000	59,000
2018年度子育て支援拠点来所人数	29,433	19,723	49,156
2019年度子育てサポートシステム活動件数見込	3,000	2,100	5,100
2018年度子育てサポートシステム活動件数	2,729	1,669	4,398
2018年度子育てサポートシステム会員数	1,061	705	1,766

2018年度来所人数、会員数、活動件数は2019年1月末現在

3. ファミリー・サポート・センター事業（県域市町委託事業 5市3町）

藤沢市をはじめ県下5市3町の運営を受託し、地域住民による子どもの一時的な活動を通して、仕事と育児の両立を支援するとともに、在宅母親（専業主婦）の託児ニーズにも広く応える事業として子育て家庭の育児負担の軽減を図る。

2019年10月から国が開始する「幼児教育の無償化」制度の対象事業のひとつであり、地域の子育て支援の重要な拠点であることを踏まえ、一層、事業の積極的な運営を行う。

・アドバイザー配置数 32人（2019年4月1日予定）

表-3 ファミリー・サポート・センター 市町別運営計画

	逗子	藤沢	茅ヶ崎	秦野	南足柄	寒川	松田	開成
人口 (2019年)	57,017	432,095	242,079	165,396	42,176	48,284	10,928	17,820
アドバイザー配置数	4	9	5	4	3	3	2	2
2019年度活動件数見込	2,500	13,000	7,900	5,800	1,500	1,700	480	550
2018年度活動件数	2,007	10,666	6,647	5,159	1,382	1,413	393	472
2018年度会員数	1,570	7,875	4,158	3,487	1,110	1,107	421	230

2018年度会員数、活動件数は2019年1月末現在

4. その他

子育て支援関連自主刊行物（既刊）の頒布

5. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- (1) 将来の子育て支援人材の育成のために、学生や教員等の実習生を積極的に受け入れる。
- (2) 地域住民等で子育て支援に関心を持っている人たちが今後の担い手となるように、また行政関係者や議会議員等の理解を深めてもらえるように、視察や・見学についても積極的に受け入れる。
- (3) 地元のテレビ番組や地域情報誌の取材についても、利用者のプライバシーに配慮しつつ、幅広い情報提供の一環として協力していく。

横浜市東部地域療育センター

【施設目標】

- ① 質の高い医療福祉サービスの提供
 - ・診療待機期間の改善（新患診療枠の拡充と待機期間4か月を目標）
（児童精神科の週3日3外来診療の実施と初診前後サービスの整備）
 - ・利用者の安全・安心・信頼を築くための組織作りをめざす。
（保育所等訪問支援事業による地域支援の拡充、集団療育の再構築と効果的療育サービスの構築、事業所自己評価の公表、あり方検討委員会およびプロジェクトの設置）
- ② 経営基盤の強化（増収策や経費削減策の検討と財源の確保）
 - ・経営計画に照らし、進捗状況と現状分析を行いながら、管理職及び主任・各部門職員が一体となって計画を推進する。
 - ・診療所枠や通園枠を拡大し、収入を確保する。利用料金収入や診療報酬を得るため業務の見直しと効率化を図る。
 - ・経費削減の取り組みと業務の見直しと効率化を図る。
- ③ 職員の意欲と成長を支える組織作り（人材育成計画と心身の健康増進）
 - ・人材を確保し、組織運営と経験に応じた役割を担える人材の育成（研修計画と研修内容の充実）を進める
 - ・心身の健康を促進する。（健康相談、ストレスチェック、面談の実施）
- ④ リスクマネジメントの強化（情報セキュリティ等の事故防止と環境整備）
 - ・災害や情報セキュリティ等の事故防止と環境整備をおこなう。
- ⑤ 地域における公益的な取り組み
 - ・職員の専門知識や技術等を積極的に地域に還元し、学校、幼稚園、保育所、児童発達支援事業所との連携強化を図る。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや障害がある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、補装具外来、摂食外来
・初診 650～700 人、再診 2,500～3,000 人

(2) 個別療育・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価等及び療育プログラムなどの作成を行う。
早期療育科では知的発達の遅れや偏りがある 2～4 歳児を対象に、家族の育児や暮らしへの支援等を実施する。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体、基本的な生活習慣、豊かな人間関係の育成のために、個別療育目標を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

(1) 2019 年度利用児童数

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児）	70	50
医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）	22	40
計	92	90

(2) クラス編成

① 障害種別と年齢および療育経過を考慮し、クラス編成を行う。

(新規に療育経験のない3歳児知的障害児クラスを今年度も引き続き開催)

② 3～4歳児は親子通園、4～5歳児を単独通園とする。ただし、療育年数や子どもの状態により親子登園とする場合がある。

(3) 年間行事 (クラスの療育日数に応じて開催行事は異なる)

入園式、懇談会、個別面談、家族参観、家庭訪問、家族勉強会、遠足、園外療育、交流療育、お楽しみ会(クリスマス)、卒園式、避難訓練等。

3. 地域支援部門

診療部門のスタッフとともに、発達診断・検査・心理評価・個別相談をもとに、ライフステージに沿った支援を行う。

(1) 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育などの相談を電話、面接により実施。

(新規申込み800件、延べ相談件数8,000件)

(2) 巡回相談：保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや障害のある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。(年間200回、延べ相談件数1,700件)

(3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。

(対応件数 鶴見区60件、神奈川区60件)

(4) 地域支援：啓発講演会の開催、訓練会の支援を行う他、いろはを利用した講座の充実を図る。

(5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。

(6) 学校支援：エリア内の学校(41校、延べ100回)へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。

(7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。

(8) 児童発達支援事業「パレット」：知的発達の遅れのない発達障害のある4歳児・5歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々2クラスで12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換・助言・指導等を行う。また、知的障害を伴う発達障害児の集団療育の場「からふる」はアウトリーチ事業の開始に伴い発展的解消とする。

(9) 保育所等訪問支援事業：保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適應できるよう専門的・個別的なアウトリーチ支援を試験的に実施することを目指す。(従来の巡回相談と併せながら実施する。)

(10) 障害児相談支援事業：障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援の利用者150人を予定。

(11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。

(12) 相談機能の強化：鶴見区内に創設した相談ルームいろはを活用し、面接等の相談機能を強化するとともに広場事業や講座による育児支援をより充実させる。

4. その他の事業

初診待機解消モデル事業『学齢児への初診体制の整備による対策』、地域ニーズ対応事業『乳幼児期への子育て支援』に取り組む。

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)等の事務
- ・運営協議会の開催(年2回)

- ・苦情の受付
- ・市との連絡調整会議
- ・給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）等
- ・事故対応と報告
- ・情報公開（自己情報開示）への対応
- ・監査への対応（実態調査・外部監査）

6. 職員体制

所長（医師）、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤 計 111 人

7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・実習生の受け入れ
- ・ボランティア：通所兄弟妹保育
- ・施設見学の受け入れ
- ・鶴見区・神奈川区において障害の理解講座（幼保職員、子育て関係者等）を開催

横浜市中心部地域療育センター

【施設目標】

- ① 療育システムの見直し
療育センターのサービスの流れの検討（特に集団療育部門）
- ② 人材の育成
施設内外の研修の推進。階層別研修への参加の促進。センター内研修の検証。
自己評価や利用者からのアンケートを参考に、サービス向上に努める体制をつくる。
- ③ 初診待機と相談支援事業
初診待機期間増への対応と相談支援事業の推進
- ④ 事務改善（収益の増加と支出の効率化）
収益の増加のためにできることの模索。無駄な支出を減らし、修繕活動に費用をかける。
安全かつ安心な給食提供に向けた体制づくりの推進
- ⑤ モデル事業
法人：「早期療育支援事業（JASPERプログラム）の検討」
横浜市：「発達障害のメンタルヘルスサポート」の実施、「保育所等訪問支援の拡大」。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、小児科、神経小児科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、摂食外来、補装具外来
・初診 500～530人 再診 3,800人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練。心理士による発達検査、心理療法、評価等及び療育プログラムなどの作成や保護者向けの各種勉強会を行う。早期療育科では児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと連携しながらグループ活動を通じ、子どもの生活面・発達面の支援・相談等を行う。

2. 通園部門

集団療育を基本とし、必要に応じて個別療育を取り入れながら、子どもの発達・生活支援、家族への生活支援、地域での生活支援を行う。

(1) 2019年度利用児童予定数

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター	89	50
医療型児童発達支援センター	10 予定	40
計	99	90

(2) クラス編成

- ① 親子通園（概ね3歳児）、単独通園（4・5歳児）、単独併行通園（4・5歳児）とし、子どもの障害特性や安全に配慮したクラス編成を行う。
- ② 親子通園は、週2日クラス18人、週1日（並行通園）クラス9人で運営する。
単独通園の週5日クラスは、4クラス36人で運営する。
- ③ 単独並行通園クラスは、地域支援も兼ねてクラス担任が幼稚園・保育所へ出向いて巡回訪問療育を行い、利用児支援と共に並行通園先の職員との連携強化を行う。

(3) 年間行事

入園式、卒園式、遠足、お楽しみ会、交流保育、勉強会、懇談会、個別療育面談、家族参観、家庭訪問、避難訓練等。

3. 地域支援部門

福祉制度、社会資源の情報提供、地域での生活等の個別相談をはじめ、幼稚園・保育所への巡回相談、小学校への学校支援事業、福祉保健センターでの療育相談等、地域の関係機関との相談・連絡調整を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 630件 延べ相談件数 7,000件)
- (2) 巡回相談：保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。
(年間延べ 180回 延べ相談件数 1,700件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 西区 40件、中区 50件、南区 60件)
- (4) 地域支援：啓発講演会の開催、訓練会の支援。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校(25校 延べ70件)へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、自立支援協議会、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業(フルール)：知的発達に遅れのない発達障害のある4歳児・5歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々2クラスで12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し情報交換を行う。時間を延長して午後1:30までの療育を1クラス年5回、年間20日間開催予定する。また、フルールを卒業した学齢児を対象児にして、年6回の午後プログラム開催も予定する。また、新規利用児に対して、入会前に体験保育を実施する。
- (9) 保育所等訪問支援事業(横浜市モデル事業)：家庭の事情で継続的な療育が困難なケースを対象として実施する。10人~20人に対して年3回を限度として、園訪問と保護者支援を行なう。
- (10) 障害児相談支援事業：障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援の利用者約150人を予定。また、外来のみでも療育センターの方針として民間事業所を利用する場合もしくは、当センターの保育所等訪問支援を利用する場合も障害児支援利用計画の対象とする。
- (11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

4. その他の事業

保護者支援および児童支援を両面から強化することを目的として以下の事業を行う。

- (1) 地域ニーズ対応事業として、本人、ご家族(特に保護者を中心に)に対する「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」を継続的に実施する。CARE(Child Adult Relationship Enhancement)講習会の指導資格を有する心理士の体制を整備し、より多様なニーズに応えられるようにする。
- (2) 新たに、法人モデル事業として、エビデンスに基づく「早期療育支援事業(JASPERプログラム)の検討」を開始する。心理士による外来児へのJASPERプログラムの実施、早期療育科職員の行動観察検査(SPACE)のスキルを上げる。早期療育支援での試行について検討する。

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、市との連絡調整会議の取組み
- ・給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）等

6. 職員体制

所長（医師）、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤計 79 人

7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・実習生（通園、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、医師等）、ボランティア、見学者受入
- ・施設開放積極的に外部機関とのつながりを持ちながら、療育全体の質を高める努力をする。

横浜市南部地域療育センター

【施設目標】

①人材の育成

ニード（課題）に合う全体研修・キャリア別研修の実施。

②待機への取組

ソーシャルカーによる初診前面談を継続し初診前でも参加できる学習室の拡充を検討する。子育て支援グループ「ありんこ」、集団療育開始前のセサ、こぐまクラブの継続実施。

③柔軟な療育システムの構築

希望状況、療育効果を踏まえ、次年度の並行通園形態の変更を検討する。児童発達支援がトライルによる自己評価を行い、質の評価及び改善内容をホームページで公表する。

④経営基盤の強化と施設の管理運営

会議の整理と設定時間等をはじめ、各課の業務の効率化を推進し、時間外業務を削減する。5か年の修繕、備品更新等の計画を立てる。施設の日常的な点検の頻度を月1回以上とする。

⑤危機管理体制の整備

現状に基づいたマニュアルの再整備、見直しを行い、職員間での共有化を図る。全体避難訓練やバス避難訓練を含めた、実践訓練の継続と課題抽出を行う。

⑥地域における公益的な取組

「すぎたからつな5」への参加、内容を検討する。「保育士・幼稚園教諭研修」を実施し、広く参加者への周知を行い、地域のニーズに合わせた研修を検討する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、小児神経科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、補装具外来、摂食外来
・初診 550～600人 再診 2,500～3,000人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価等および療育プログラムなどの作成を行う。早期療育科では保育士や児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと連携しながらグループ活動を通じ、子どもの生活面、発達面の支援、相談等を行う。

2. 通園部門

一人ひとりの子どもに見合った療育支援を行い、家庭での子育て支援や子どもたちが地域の中で健やかに育つように援助するため障害の特性に配慮したクラス編成と療育を行う。

(1) 2019年度利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児）	98	50
医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）	19	40
計	117	90

(2) クラス編成

① 障害種別と年齢を考慮し、親子通園（週2日）・単独通園（週5日、週2日）等にクラス編成をする。

② 原則として3歳児以上の子どもを対象に特性や状態にあわせて、保護者と相談しながら登園頻度、療育年数、所属するクラスを検討し実施する。

③ 単独通園部門においても、週 2 日の並行通園クラスを運営する。

(3) 年間行事

入園式、懇談会、個別療育面談、家族参観、家庭訪問、遠足、園外保育、お楽しみ会、交流保育、お別れ会、卒園式、避難訓練等。

3. 地域支援部門

福祉相談室のソーシャルワーカーが中心となり、各職種と連携して、関係機関の役割と機能を尊重し、利用者への支援を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 620 件 延べ相談件数 4,500 件)
- (2) 巡回相談：保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。
(年間延べ 180 回 延べ相談件数 2,000 件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 磯子区 70 件、金沢区 70 件)
- (4) 地域支援：啓発講演会の開催、訓練会の支援を行う。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校 (24 校 延べ 70 件) へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業所「はらっば」(旧：児童デイサービス)：知的発達に遅れない発達障害のある 5 歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々 2 クラスで 12 人、週 48 人を、それぞれ週 1 回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：家族の希望により、保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適応できるよう専門的・個別的な支援を実施し、安定した利用を目指す。(従来の巡回相談のスタイルで継続する)
- (10) 障害児相談支援事業：障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援の利用者 165 人を予定。また、上記利用児が療育センター以外のサービスを利用する場合は、併せて障害児相談支援(利用計画等)を行う。
- (11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

4. 地域ニーズ対応事業等

- ・【継続】地域ニーズ事業『学齢期に心理再評価を希望しているケースの待機解消』
- ・【継続】待機児育児支援事業『ありんこ』(集団療育開始前の期間の育児支援グループ)

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)等の事務
- ・運営協議会の開催(年 2 回)、苦情受付、情報開示請求への対応
- ・横浜市子ども青少年局との連絡調整会議への参加及び実態調査への対応
- ・給食の提供(委託)、通園バスの送迎(一部委託)、施設開放の実施等
- ・外部監査人による監査への対応
- ・大規模修繕工事の実施

6. 職員体制

所長(医師)、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、栄養士、事務等の常勤・非常勤 計 85 人

7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」の実施
- ・杉田5丁目合同イベント「すぎたからつな5」への参加
- ・他機関職員（保育士・幼稚園教諭）向け研修会の実施
- ・施設見学受け入れ、地域への施設およびプール開放
- ・実習生受け入れ（社会福祉士、保育士、言語聴覚士、理学療法士、医学部学生等）
- ・ボランティア受け入れ（通園児弟妹保育、保育補助、教材作成）

川崎西部地域療育センター

【施設目標】

- ① **早期かつ効果的に相談・支援を実施する取組の推進**
初回面接から診察・療育支援までの調整、診療の流れの最適化、児童発達支援の受入児童数拡大等に向けた取組を進める。
- ② **人材の育成及び事業実績の拡充と専門職体制の強化**
多様化・高度化・複雑化するニーズに対応できる人材の育成、チームアプローチの充実等による事業実績の拡充等を進める。
- ③ **関係機関との連携強化と保育所等訪問支援事業等の充実**
連携強化に努め、保育所等訪問支援事業・障害児通所事業所支援の充実等を進める。
- ④ **子どもの権利保障の推進**
子どもの権利についてのマニュアル等を作成・活用するとともに、関係会議に参加する。
- ⑤ **個人情報等情報セキュリティの強化に向けた取組の推進**
情報セキュリティ計画の策定を進め、ルールに基づいた情報セキュリティ対策に取り組む。
- ⑥ **経営基盤の強化と適切な施設運営、建物・設備等の維持・管理等の推進**
事業収入増・第三者評価の受診及び児童発達支援の自己評価実施・IT環境の整備・建物設備の維持管理等に取り組む。
- ⑦ **児童福祉・社会福祉の推進に資する地域貢献・社会貢献の充実**
地域向け講演会や視察の受入、関係機関への専門支援、実習生等の受入充実等に取り組む。

【事業計画】

1. 診療部門

発達の遅れや障害を持つ子どもを対象に、成長発達に伴う変化を見すえて評価、診断、発達支援を行う。

- (1) 診療科目：小児精神科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食嚥下外来

【総件数】初診 500 人、再診 4,500 人

- (2) 外来療育等

心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士がソーシャルワーカー、医師、看護師、通園部門スタッフとともに子どもの発達評価、個別相談、機能発達支援、グループ療育等を行う。また、支援のねらいや現状を、子どもや家族、地域関係スタッフと密な連携を取り共有する。
(人数：診療報酬ベース)

心理療法	理学療法	作業療法	言語聴覚療法	重心児訪問療育
2,000 人	2,400 人	2,100 人	2,000 人	2 人、延べ 30 人

- (3) グループ療育（診療報酬）

種別	頻度	クラス数	利用児童数	延べ児童数
学齢児グループ	月 2 回	1 クラス	10 人	200 人

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康・基本的な生活習慣・コミュニケーションや人間関係の育成を目指す「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもニーズに応じた専門的な療育支援を行う。

併行通園のニーズに対して、プログラムの再検討を行う。

- (1) 利用児童数

利用種別	定員	利用児童数	延べ児童数
児童発達支援センター（知的障害児）	50 人	99 人	9,600 人
医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）	10 人	11 人	1,100 人
計	60 人	110 人	10,700 人

(2) クラス編成

- ① 障害種別と年齢、発達状況を考慮し、クラス編成をする。
- ② 概ね3歳児以上を対象に年齢や発達(障害)の状態に配慮し、基本的な生活習慣、安定した人間関係の育成等を目標に、少人数クラスによる療育を実施する。

(3) 年間行事

入園式、懇談会、個別療育面談、家族参観、遠足、園外保育、お楽しみ会、交流保育、コンサート、成長お祝い会、卒園式、避難訓練等

3. 地域支援部門

(1) 福祉相談室

診療・通園各部門をはじめ関係機関と連携して、相談・就学・在宅生活等についてライフステージに沿った支援を行う。相談支援事業所として利用計画の相談を行う。

- ① 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 500件 延べ相談件数 5,000件)
- ② フリースペースぷらっと：インテークから療育開始までの待機期間に、保護者の不安軽減のために、親子で安心して遊べる場、育児相談できる場を提供する。(実施回数 10回 延べ対象児童数 60人)
- ③ 巡回訪問：保護者や幼稚園・保育所・学校等と連携し、センター利用児童等の支援、職員への助言等を実施する。(実施回数 160回、延べ対象児童数 250人)
- ④ 区保健福祉センターとの連携：宮前、多摩保健福祉センターと連携会議を各区年3回開催し、紹介児童の情報交換を行う。日常的に随時連携し協働する。
- ⑤ 地域支援：地域関係機関向けに地域講座を2回実施する。また市内4療育センターと協同して、保護者等を対象に療育講演会を2回実施する。
- ⑥ 家族支援：療育センター利用者の家族に対して相談、学習会等を行う。
- ⑦ 就学・学校支援：総合教育センターと協力して就学説明会、学校見学の調整等を行う。学齢期の子どもの相談や学校支援を行う。
- ⑧ 障害児相談支援事業：障害児支援利用計画作成
(障害児支援計画作成 600件 モニタリング 550件 相談支援計画のみ 300件)
- ⑨ 他機関等との連携：保健福祉センター、児童相談所、教育委員会、市所管課、市内地域療育センター、医療機関、関係事業所等との連携を密接に図る。

(2) 地域支援室

- ① 児童発達支援事業所：概ね2歳～5歳児を対象に障害に配慮しながら、健康・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成のために「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。(定員6～10人、利用児童数210人、延べ児童数2,000人)
- ② 地域支援：福祉相談室と連携し、幼稚園、保育所、小学校等に訪問し、個別支援とともに施設支援を行う。⇒ 3 (1) ③巡回訪問
- ③ 啓発活動：福祉相談室と連携し、地域向けの講演等の啓発活動を行う。

4. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)、予算管理、施設管理等の事務
- ・運営協議会の開催(年2回)
- ・川崎市との連絡調整、基本協定や覚書の検証
- ・給食の提供や通園バスの送迎(委託)

5. 職員体制

所長(医師)、ソーシャルワーカー、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、児童指導員、保育士、事務員等の常勤・非常勤職員 計74人(非常勤医を除く)

6. 社会貢献(地域における公益的な取組)

- ・実習生の受入れ ・ボランティアの受入れ ・施設見学の受入れ ・地域開放等
- ・講演会、研修会の実施

横須賀市療育相談センター

【施設目標】

①利用者ニーズに沿った柔軟な療育システムの再構築

通園の受け入れ態勢の検討、ハード面の充実、新規事業の試行、医療的ケア児への対応等について、職員のアイデアを取入れながら、従来のセンター運営を見直していく。

②各関係機関との連携強化

保育所等訪問支援事業の準備に合わせ、巡回訪問等の方法を変えていく。併行通園児の併行先との関係を作る。また、市内の事業所連絡会により各機関との連携を深める。

③人材の育成・働きやすい職場環境の整備

OJTを中心に、各種研修に参加してスキルアップを図る。非常勤職員が働きやすい環境を整備する。業務効率化を進め、時間外労働を減らせる職場にする。

④経営基盤の強化

利用者数の推移に合わせ、現状の利用料収入の水準を維持できる体制を作る。無駄を排し継続性のある運営が可能な予算執行を行う。通園の自己評価を生かし、サービス向上を目指す。

⑤危機管理体制の強化

法人タスクミーティングに沿って、情報セキュリティの強化を行う。事故報告やヒヤリハットの共有により事故再発防止に努める。防犯、防災訓練の工夫、防災用品の充実を図る。

⑥社会貢献

実習生・研修生や市内の各団体からの見学を積極的に受け入れる。横須賀市で取り組んでいるサポートブック（障害のある児童の成育歴や本人・家族の願いなどの「支援の方向性」などが記載されたファイル）事業に協力する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや障害がある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目：小児精神・神経科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食外来
初診 600人 再診 5,500人

(2) 個別療育・訓練

医師による身体障害、知的障害及び発達障害等に関する診断、治療及び補装具の相談を行う。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練を行う。心理士による発達検査、知能検査、心理療法及び評価を行う。臨床検査技師による発達障害に関連した聴力検査及び脳波検査を行う。看護師による診療介助及び療育プログラムなどの作成を行う。

(3) 利用者サービスの拡充

保護者支援の充実を目的として、療育講座の開催や、ペアレントトレーニングを実施する。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成を目指し、個別療育目標を作成する。一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

(1) 2019年度利用児童数(計画)

通園契約	利用児童数	定員
福祉型児童発達支援センター	94	50
医療型児童発達支援センター	10	40
計	104	90

(2) クラス編成

- ①障害種別と年齢を考慮し、親子通園・単独通園・併行通園等にクラス編成をする。
- ②原則として3歳児は親子通園、4、5歳児は単独(週5日)クラスと併行クラスとする。

(3) 年間行事

入園式、全体懇談会、クラス懇談会、個別療育面談、保護者参観、給食試食会、遠足、運動会、お楽しみ会(クリスマス)、交流保育、卒園式、避難訓練、保護者勉強会

(4) 障害児通所支援事業所連絡会の開催

横須賀市内の通所支援事業所や行政が集まり、意見や情報の交換を行う。

(5) 保護者会への協力

ピアカウンセリングや、夏季休園の時期に開催されるイベント等、保護者会が主催する各種企画への協力を行う。

3. 地域生活支援部門

診断・検査・心理評価・個別相談をもとに作成した療育プログラムにもとづき、関係機関とも連携し、ライフステージに沿った支援を行う。

(1) 相談：発達の違いや障害のある児童の療育に関する相談を行う。

新規 500件 総相談件数 6,500件

(2) 巡回相談：保護者や、保育園・幼稚園・小中学校等の依頼を受け、当センター利用児童の支援を行うとともに、訪問先職員等への助言及び療育技術の支援、指導を行う。年間を通じて継続巡回訪問を行う。

巡回訪問回数：延べ200回 巡回相談件数：延べ230回

(3) 市内各健康福祉センターへの訪問及び連携：健診後のフォローグループに対して支援を行う。連携のための会議を行う。

(4) 地域支援：発達に障害等のある児童の理解のための啓発活動として講演会を開催する。支援機関の職員の専門性の向上(スキルアップ)を目的とした研修を実施する。

(5) 家族支援：当センター利用者の家族に、ライフステージに沿った研修、講演会、相談等を行う。

(6) 学校支援：横須賀市内の学校職員と適宜ケースカンファレンスを行う。

(7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して各関係機関・団体との連携を密接に図る。

(8) 親子教室・早期療育教室・療育教室：当センター及び市内4ヶ所にて各教室を実施する。

親子教室	6教室 60人
早期療育教室・療育教室	13教室 130人

(9) 障害児相談支援事業・特定相談支援事業：ひまわり園の園児を主な対象として、児童福祉法及び障害者総合支援法に規定する諸福祉サービスの利用計画を作成する。

利用計画作成件数：延べ600回 モニタリング件数：延べ750回

4. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)等の事務
- ・施設における会計処理、人事労務、給食の提供(委託)、通園バスの送迎(委託)
- ・運営協議会の開催(年2回)、市との連絡調整会議

5. 職員体制

所長(医師)、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員・保育士、管理栄養士、事務員等の常勤・非常勤 計93人 計93人

6. 社会貢献(地域における公益的な取組)

- ・実習生受入：医師、心理士、作業療法士(1箇所)、看護師(2箇所)、保育士(3箇所)他
- ・ボランティア：通園児弟妹保育
- ・施設見学：併行通園児の併行先園の職員や関係機関職員等の受入

横浜市港南区生活支援センター

【施設目標】

①生活支援センターの機能・役割の見直しと整備

- ・精神障害者支援の専門機関として、地域の相談支援事業の中心的役割を担う。
- ・計画相談支援や地域移行相談支援に積極的に取り組む。
- ・地域に埋もれている困難ケースの掘り起こしと支援に取り組む。

②人材の確保と育成

- ・安定した事業運営に必要となる人材を継続して確保する。
- ・常勤、非常勤職員共に年間目標を掲げて業務に取り組む。
- ・幅広い相談支援に対応し、社会資源を活用できる人材を育成する。

③情報セキュリティ強化に向けた取組

- ・適切な相談支援に不可欠な個人情報管理を徹底する。
- ・システムの管理運用により、セキュリティ強化とともに業務の効率化を図る。

④地域における公益的な取組・地域との関わり

- ・「精神保健福祉ネットワーク」を活用し、新たな取り組みを目指す。
- ・精神障害の理解に向けた普及啓発活動を継続する。
- ・ボランティアや実習生の受け入れを積極的に行う。
- ・当事者活動の推進を目指す。

⑤経営基盤の強化

- ・施設全体の経費削減を目指す。
- ・法定サービスの契約件数を増やし、収入増につなげることを意識する。
- ・ワークライフバランスを推進し、効率の良い業務遂行を目指す。

【事業計画】

1. 事業内容

(1) 相談支援事業

- ・「個別支援計画」に基づいた専門的・個別的な相談支援
- ・精神科嘱託医、臨床心理士による専門相談
- ・自宅訪問や同行、情報提供などの日常生活支援
- ・障害者自立生活アシスタント事業、精神障害者退院サポート事業
- ・指定一般・指定特定相談支援事業（計画相談、地域移行支援）、自立生活援助事業

(2) 地域活動支援センター事業

- ・居場所の提供、夕食・入浴・洗濯等サービス提供と、プログラム・イベントの実施
- ・関係機関や地域住民との交流、普及啓発事業

(3) 港南区委託事業

- ・精神保健福祉・出前講座の開催（地域の支援者向け普及啓発：年6回程度）

(4) 具体的数値目標（延べ人数）

利用者数	15,000	食事サービス	5,000
1日平均利用者数	40	入浴サービス	1,400
1日平均当事者来館者数	30	洗濯サービス	200
日常生活支援（電話・面接・訪問・同行など）	4,800	計画相談支援（実数）	40

2. 職員体制

所長、相談支援員（精神保健福祉士、社会福祉士等）常勤・非常勤 計 10 人
調理担当事務職員 非常勤 計 10 人

3. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

平成 31 年度も実習生、研修生、福祉職場体験事業、ボランティア、施設見学について、前年度と同様受入を行っていく。

川崎市発達相談支援センター

【施設目標】

発達障害のある本人や家族に丁寧に向き合い、1人ひとりに寄り添った相談支援や活動を提供し、社会参加を支援する。また、ライフステージを通じ、地域において安心・安全な生活が送れるように、関係機関と連携して支援を提供する。

① 専門的相談体制の整備と人材育成

医療相談体制の確保、チェック等、中核でない発達障害への対応や問題理解のための外部研修会への参加、ペアレントメンターへの関与

② 地域支援機能の強化

支援協議会の定期開催、支援マネジャーの増員と事業整理、国立リハビリテーションセンター研修への参加

③ 経営基盤の強化

法人本部と連携しての予算交渉（センター複数設置等）、事業の費用対効果検討

④ 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ管理者（仮称）の配置、所内機器 OS 等の最新化定期点検

⑤ 地域における公益的な取り組み

各種研修会の開催と講師派遣、実習生・ボランティア受入、地域の専門家勉強会等の事務局運営

【事業計画】

1. 相談支援事業

(1) 個別相談

ケースワーカー・心理・医師がチームとなって、学齢期から成人期まで幅広く丁寧な個別相談を実施する。川崎市発達障害地域活動支援センターゆりの木（当法人運営）とは北部域ケースの相談連携を行い、医療相談に関しては両センターの最も適切な医師の医療相談を受けることができるよう弾力的な相談体制により実施していく。また集団力動を活用した社会的スキル等の獲得を目指すグループ活動を定期的に開催する。家族支援に関しては、ペアレントトレーニングの実施と2つの家族セルフヘルプグループの活動支援を行い、家族の対応スキル向上や障害受容の促進を図る取り組みを行う。

内 容	計 画
① 個別相談	新規 350 人（電話のみ含む）、 継続 350 人（来所まで至ったケースのみ）
② グループ活動	学齢グループ活動（月 1 回） 女性グループ活動（2～3ヶ月に 1 回） 成人グループ活動（2～3ヶ月に 1 回） 当事者セルフヘルプグループ支援（月 1 回）
③ 家族支援	家族セルフヘルプグループ（月 1 回、2グループ） ペアレントトレーニング（年 2 回）

(2) 機関連携

発達障害は年齢によって多岐にわたる状態像を示すため、地域療育センター、こども家庭センター、各種学校、各区保健福祉センター、精神保健福祉センター、相談支援センター、就労支援事業所等との機関連携により相談支援の充実を図り、利用者ニーズに適切に応えていく。

(3) ゆりの木、南部就労援助センターとの連携

ゆりの木（当法人運営）とは、多摩区・麻生区の相談支援に関する連携とともに、グループ活動等の協働での実施、市民向け・支援者向け研修会の共同開催などにより、川崎市における発達障害の専門的支援機関として弾力的・一体的な運営を行っていく。

川崎南部就労援助センター（当法人運営）とも連携して、発達障害の就労支援に取り組む。同じビルにあることから避難訓練等の共同開催を行っていく。

2. 発達障害者支援体制整備事業

(1) 研修開催

関係機関を対象とした研修会については、川崎市各部局と協働し、市内の幼稚園・保育園の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」（年6回）と過去の受講者向け「発達相談支援コーディネータープラスワン研修」（年1回）を開催する。また、市内の相談支援担当者向け「発達障害基礎研修」を発展させた「発達障害対応力向上研修」（年5回）を開催する。

市民向け研修会である「市民講座」（年1回）についても「ゆりの木」と協働して開催を継続する。今年度も、センター利用児の保護者との共同企画による「発達障がい応援キャラバン」を開催し、家族のための家族による研修会の共同開催を実施する。その他、随時各種団体の研修会への講師派遣を実施する。

(2) その他

支援体制整備検討委員会を定期開催し、地域支援マネジャーを中心に地域の学校等の関係機関に対するコンサルテーションを行う等により、地域の発達障害児者支援に関する対応能力の向上を図る。また、「かわさきサポートノート」としての情報提供ツールの試行、運用等を進める。

3. 職員体制

所長、嘱託医、ケースワーカー、臨床心理士 計 15 人（兼務を除く）

4. 職員研修

発達障害児者支援において重要な支援ツールである「ソーシャルストーリーズ™」をはじめ、その他の各発達障害特性、認知、社会適応行動、職業適性などをアセスメントのためのツールに関して職員が使用に精通し、川崎市における普及に関しての役割を担う。

また、チックや吃音など新たな対象や問題理解のための外部研修への参加や書籍の購入、事例検討会・自主勉強会を実施し、対応していく。

5. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

発達障害者支援体制整備事業の研修開催や支援ツールの開発等のほか、ボランティアや学生実習生の受け入れ、自主グループ支援等を通して、一般市民や当事者家族、関係機関等への発達障害理解の促進や社会貢献を進めていく。

川崎市発達障害地域活動支援センター ゆりの木

【施設目標】

発達障害のある本人や家族に丁寧に向き合い、利用者が安心して過ごせる日中活動や相談支援を提供する。また、将来にわたって地域で安心した生活が送れるよう関係機関と連携し、社会参加を支援する。

① 専門的相談体制の整備と人材育成

医療相談体制の確保、チェック等、中核でない発達障害への対応や問題理解のための外部研修会への参加、ペアレントメンターへの関与

② 発達障害に特化した日中活動支援の提供と移行支援

安心にスキルアップできる活動提供、月 200 人程度の利用と年 5 名程度の移行

③ 経営基盤の強化

法人本部と連携しての予算交渉（相談増加と待機解消）、事業の費用対効果検討

④ 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ管理者（仮称）の配置、所内機器等 OS の最新化定期点検

⑤ 地域における公益的な取り組み

市民講座等の研修開催と講師派遣、実習生・ボランティアの受入

【事業計画】

1. 相談支援事業（3階相談室利用）

発達相談支援センターの北部域分室として、多摩区・麻生区の 15 歳以上の発達障害児者、その家族、関係機関からの相談を丁寧に実施していく。

ケースワーカー・心理・医師がチームとなり、また発達相談支援センターと連携して一体的、弾力的な相談体制により実施する。特に医療相談に関しては、両センターの最も適切な医師の医療相談を受けることができるよう弾力的な医療相談体制により実施していく。

内 容	計 画
個別相談	新規 80 人、継続 120 人（来所相談に至ったケースのみ）

2. 日中活動支援事業（1階日中活動スペース利用）

相談支援と並行して、市内在住の所属のない 18 歳以上の発達障害者を対象に、1 階の日中活動スペースを個別活動、集団プログラム、くつろぎなどの目的別にパーティション等で分け、利用者へのわかりやすさに配慮してプログラムを実施する。アンケートの実施などによりプログラム内容を精査し、利用者満足度を高める。

また、北部リハビリテーションセンターのお祭りに出店するほか、地域のボランティアや将来福祉職を目指す学生実習生の受け入れなどにより、さらに地域との連携や発達障害者との交流、発達障害理解の推進に寄与する。

内容	計画
利用登録者	新規 10 人、継続 25 人、移行 5～8 人
利用延べ人数	2,700 人

プログラム	内 容
農 園	市民農園を借り、種植えから収穫までの作業を実施（週1回）。雨天の場合には、雨プログラムとしてリラックスストレッチを実施。
調 理	食育を意識し、レシピ作りのミーティング（月1回）から、実際の調理と参加者による食事会（月1回）を実施。その応用編として、お菓子づくりや家でも簡単に実践ができるための軽食づくりも実施。
外 出	余暇スキル・社会生活スキルの獲得を目的に、企画ミーティング、準備ミーティング、それらを基にした実際の外出を3回ワンセットで実施（年4回）。
CES・健康教育・心理教育	社会生活に必要なコミュニケーションスキルの獲得や発達障害の理解を深めること等を目的に講師を招き実施（月4回）。
レクリエーション	余暇スキル等の獲得を目的に、講師が簡単なゲームなどでリードしての小集団活動を実施（月1回）。
アート	講師の指導による芸術・制作活動を通しての小集団活動を実施（月1回）。
卓球・ビリヤード	体育館の予約が困難なため、日中活動スペースでの卓球やビリヤード台を利用しての身体を動かす機会を提供（月3～4回）。
カードゲーム	カードゲームを通して、余暇スキルやコミュニケーションスキルを高めることを目的に実施（月1回）。
フリー	特別なプログラムを設けず、スタッフは介在するが、その時集まった利用者でゲームなどのやることを決めて活動（月8回程度）。
個別活動	まだ集団に入ることが難しい利用者には、相談の延長として担当者と個別でのゲームなどの活動を提供（随時）。
報告書作り	日中活動の様子の振り返りと広報、文書作成スキルの向上などを目的に、利用者による活動報告書を作成（月1回）。

3. 普及啓発事業

発達相談支援センターと協働し、幼稚園・保育所の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」、「発達相談支援コーディネータープラスワン研修」、市内相談支援従事者向け「発達障害対応力向上研修」、市民向け「市民講座」などの研修会を開催し、発達障害の普及啓発を図る。

その他、随時各種団体の研修会への講師派遣を実施する。

4. 職員体制

所長、嘱託医、ケースワーカー、臨床心理士 計7人（兼務を除く）

5. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

各種研修開催、ボランティアや学生実習生の受け入れ等により社会貢献を進めていく。

横浜東部就労支援センター

【施設目標】

- ①**重度・慢性的問題を抱える人の就労を含む地域生活支援ニーズへの対応**
支援の質と量を確保するため柔軟に支援体制を構築する。
- ②**本人の尊厳を守る職場定着支援体制の構築**
障害者に対する差別解消や合理的配慮の提供に焦点を当てた企業折衝を行う。
- ③**新規ニーズへの対応**
新規ニーズを広く受け止め、社会資源の活用や、関係機関との連携を柔軟に行ないながら総合的・包括的に対応していく。
- ④**「ガイドライン」に基づく実践とあり方検討の継続**
「運営ガイドライン」のモニタリングと、新たな地域課題の発見と取組について、就労支援C連絡会にて第二次あり方検討として継続審議する。
- ⑤**就労支援の専門性を持つ一次相談支援機関としての役割遂行**
自立支援協議会での活動を通じ地域相談支援体制の構築に参画すると共に、「横浜市障害者就労支援センター運営ガイドライン」に沿って一次相談支援機関の役割を遂行する。
- ⑥**人材の育成**
人材育成については、外部研修の受講等の奨励とともに、スーパーバイズ体制と複数担当制により効果的・効率的に推進する。
- ⑦**経営基盤の強化**
経営基盤の強化に向け、効率的運営に努めるとともに、就労支援センターの横の連携をもって市に対して必要な予算要求を行う。
- ⑧**地域における公益的な取り組み**
当センター登録者以外の神奈川区・鶴見区に在住する障害を持つ就労者に対して、関係機関とも連携しながら、余暇活動や啓発活動に参加して頂くよう働きかける。
- ⑨**情報セキュリティ強化に向けた取り組み**
セキュリティータスクミーティングに所員を派遣し、事業所の対応に反映させる。

【事業計画】

1. 支援対象者数・相談支援件数数値目標

(1) 登録者・就労者数等

	人数
新規登録者	50
継続利用者	190
新規就労者	10
継続就労者	150

(2) 相談支援件数

相談支援内容	件数
就職に向けた支援	1,100
職場定着に向けた相談・支援	2,200
日常生活・社会生活に関する相談・支援	30
就業と生活の両面にわたる相談・支援	200
合計	3,530

2. 事業内容

障害の種別を問わず一人一人の意向を尊重した就労の場の確保と職場への定着の支援、ならびに地域生活支援体制を構築し、利用者とともに就業生活上の課題に取り組む。

- (1) 相談：利用者・家族に対し、進路・就労に関する相談活動を行う。
 - ・関係機関や学校に対して、コンサルテーションを行う。企業の雇入れ相談に応じる。
- (2) 就職に向けた支援：①適性把握②求職登録・求職活動の支援③利用者の意向を尊重した職場の開拓・確保 ④職場実習・就労準備実習に際し、利用者への助言・指導、企業等への助言。
 - ・一般校の在籍生徒の求職支援ニーズに対して、在籍校と連携のもと支援をする。
- (3) 職場定着支援：職場訪問等を通して利用者・企業に対する支援を行う。
- (4) 離職・転職支援：利用者の離職・転職の意向に応じて支援を行う。
- (5) 関係機関との連携・協働：横浜市、神奈川労働局、区福祉保健センター、医療機関、学校、相談支援機関等の関係機関と十分に連携し、効果的に事業を運営する。
- (6) 啓発活動：障害者の就労に関する啓発活動を行う。
 - ・本人・家族を対象とした労働関係法規に関する勉強会・相談会を継続する。
 - ・ニュースレターを通じて、本人及び地域の支援機関へ情報発信や啓発を行なう。

3. 職員体制

センター長、ソーシャルワーカーの常勤・非常勤職員 計6人。

4. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

就労関係の勉強会の講師派遣依頼等に対応する。

川崎南部就労援助センター

【施設目標】

- ① **就労援助センター職員の人材育成**
雇用率の引き上げに伴う就労者の増加が今後も見込まれる現状を踏まえ、職員一人ひとりの対応力のアップが求められてくる。就労移行支援事業所が増えていく中で、就職者数等の数値だけでなく、支援の質による差別化が進むと思われる。
- ② **就労援助センター機能の変化に対応する体制整備**
就労者の増加に伴い定着支援者数も今後増え続けることから、川崎市が進める定着支援方法である k-step（体調管理シート）及びパターンランゲージ（職場環境整備）を活用し、定着支援の負担軽減を目指す。
- ③ **求職相談者の安定的確保に向けた取り組み**
すぐに就職することが困難な利用者に対応するべく、「ステップアップ実習」「職場体験実習」「就労体験」等を積極的に活用し、新たな利用者の掘り起こしを行う。
- ④ **新たな就労支援層への啓発**
地域に埋もれている潜在的な利用者を掘り起こす為に、職員で地域の関係機関に出向き就労援助センター利用の啓発活動を行う。
- ⑤ **経営基盤の強化**
安定的な業務執行のため、川崎市への予算要求に合わせて就労援助センター内の業務の見直しをし、支出の削減に努める。
- ⑥ **セキュリティの強化**
センター内の情報資産の棚卸しと、定期的なセキュリティの見直しを行う。

【事業計画】

1. 就労支援目標

(1) 相談者数

	人数 (30年度)
新規登録者	90 (90)
継続利用者	450 (450)
新規就労者	60 (60)
継続就労者	330 (300)

(2) 登録者に対する支援

支援内容	件数 (30年度)
就労に向けた相談支援	2600 (2,600)
職場定着に向けた相談支援	3600 (3,600)
生活支援に向けた相談支援	
就業と生活両方の相談支援	
合計	6200 (6,200)

2. 事業内容

(1) 就労相談

発達障害、高次脳機能障害、難病など多様化する相談に柔軟に応じる必要がある。また地域に向けて幅広く就労相談の機会を設け、社会資源につなげていない層への支援に取り組む。

(2) 求職支援

- ・本人の希望や課題を丁寧にアセスメントし、必要に応じて地域の福祉サービスにつなげるなど、就労準備に向けた支援を行う。
- ・職場体験実習事業などを利用し、就労までに準備が必要な方への支援を丁寧に行う。行政や企業と連携し、長時間勤務が困難な障害者に対しては、引き続き短時間雇用の機会を提供していく。

(3) 定着支援

- ・就労者の職場訪問や定期面談を通じて現状の把握と問題の整理を行い、必要な支援を的確に行う。
- ・特別支援学校の卒業生の定着支援については、卒業後3年を目途に、学校と連携して切れ目のない支援を目指す。
- ・事業所内で「就労者の会」を定期開催する。
- ・k - s t e p やパターンランゲージ等の定着支援ツールを活用し定着支援を行う。
- ・就労移行支援事業所、就労定着支援事業所との役割を明確にし定着支援を行う。

(4) 関係機関との連携

- ・川崎市や地域関係機関と連携・協力しながら、就労支援の中心的役割を担い、コーディネーター会議開催など、ネットワーク体制の強化に努め、人材育成などの取り組みを行う。
- ・地域の事業所との連携を深め、就労体験の機会を提供し、就労につなげる役割を積極的に果たす。

3. 職員体制

所長、ワーカー・臨床心理士の常勤・非常勤職員 計7人

4. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

実習や見学などの受け入れ、就労関係講座への講師派遣などを行う。